## 1 条例改正内容を踏まえた見直し

●「食料・農業・農村基本法」の改正(R6.6)及び「食料・農業・農村基本計画」の改定(R7.4)を受け、県の「農業・農村振興条例」が改正(R7.10)したことから記載の整合等を行う。

(条例改正のキーワード) **食料安全保障の確保、家畜の伝染性疾病対策 等** 

### [見直の内容]

- ①(原文)<u>生活に不可欠な食料の安定供給</u>や農山漁村の保全など、農林水産業を営むことそのものに「誇り」を感じる方々が活躍できる~ (修正)食料安全保障の確保や農山漁村の保全など、農林水産業を営むことそのものに「誇り」を感じる方々が活躍できる~
- ② (原文) 家畜疾病の発生予防や農場の衛生管理を徹底していく必要があります。
  - (修正) 家畜疾病の発生予防及びまん延防止のため、農場の衛生管理を徹底していく必要があります。

# 2 第2期復興創生期間後の対応を踏まえた見直し

● 「『**第2期復興創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針**」や与党の「**東日本大震災復興加速化のための 提言**」との整合等に留意した見直しを行う。

(キーワード) 避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン、広域的な産地形成 等

### 〔見直内容〕

- ① (原文) 国・市町村・関係団体と連携し、国内で供給拡大が~
  - (修正) <u>「避難地域12市町村農業の復興・創生に向けたビジョン」に基づき、</u>国・市町村・関係団体と連携し、国内で供給拡大が〜

# 3 用語・呼称、統計データ等の時点修正等を踏まえた見直し

●福島県農林水産業振興計画策定(R3.12)後に出来た組織・施設、統計データ等について時点修正を行う。 (キーワード)地域計画、福島県農業経営・就農支援センター、F-REI 等

#### [見直内容]

- ①(原文)市町村・JA等と連携して新規就農者の受入体制を整備し、新規就農者の農地確保や技術習得などを支援します。
  - (修正) 市町村・JA・<u>福島県農業経営・就農支援センター</u>等と連携して新規就農者の受入体制を整備し、新規就農者の農地確保や 技術習得などを支援します。
- ② (原文) 人・農地プランの実質化に向けた集落の合意形成を促進するとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への~
  - (修正) 地域計画の実現に向けた集落の話し合いを促進するとともに、農地中間管理事業を活用した担い手への~

## 4 森林林業部門の見直し

### ①第2期復興創生期間後の対応を踏まえた見直し

背景

「『**第2期復興創生期間』以降の東日本大震災からの復興の基本方針**」(R7.6.20閣議決定)を踏まえた 記述内容に見直しする。

### 主な変更内容

○帰還困難区域の森林整備の再開に向けた取組を明記

第4章第1節1項「具体的な取組」を修正

帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、国や市町村と連携し、 作業者の安全確保と整備が必要な森林等の把握などの取組を推進し ます。

## **参考**

「第2期復興創生期間」以降における 東日本大震災からの復興の基本方針 | (抜粋)

(1)原子力災害被災地域 ①農林水産業の再建

帰還困難区域内の森林整備の再開に向けて、作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインの策定や、整備が必要な森林等の把握、木材の検査方法の運用見直しなどの条件整備を進めた上で、早期に間伐や路網といった具体の整備目標を定め、本格的な復旧に着手する。その際、福島県、関係市町村、林業関係団体等との連携及びリスクコミュニケーションに取り組む。

## ②用語・呼称、統計データ等の時点修正等を踏まえた文言の見直し

### (1)海岸防災林の保育管理について追記

海岸防災林の造成工事が概ね完了した ことに伴い、造成後の保育管理につい て追記

### (第4章第6節3項)

東日本大震災に伴う大津波によって被災した海岸防災林を速やかに復旧する とともに、防災機能の回復を図るため、 適正に保育管理します

#### (参考)

海岸防災林造成工事の進捗 整備地区数 9地区 620ha 着手地区数 9地区 614ha 事業費ベース進捗率 99% (R7.3現在)

### (2)生物多様性に関する取組の追記

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針(R6.3)」が 国で策定されたことを踏まえ、以下の文言を追記。

### (第4章第5節3項)

「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」に基づき、 生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用の取組を推進 します。

### (3)カーボンニュートラルに関する取組の追記

「福島県2050年カーボンニュートラル実現に向けた気候変動対策の推進に向けた条例(R6.10.8)」が施行されたことを踏まえ、以下の文言を追記。

### (第4章第5節3項)

る植栽等を推進します。

「福島県2050年カーボンニュートラル実現に向けた気候変動対策の推進に向けた条例」に基づき、以下の取組を推進します。 ・森林による温室効果ガスの吸収機能に鑑み、森林の若返りとな

### (4)その他

- ○統計データの更新
- · 森林整備面積
- ・林業就業者数
- ・木材(素材)生産額
- ・森林づくり意識醸成活動 参加者数
- ○林業アカデミーの開講に よる文言修正(コラム等)
- ○その他時点修正を踏まえ た軽微な文言修正